

(1) 戦争法制定は他国の要求

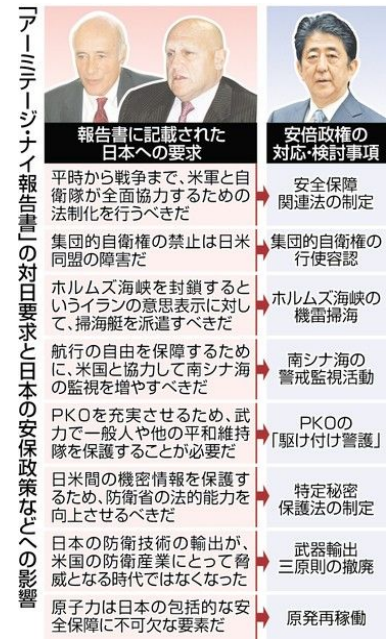
右図 (15. 9. 22 の東京新聞より) を見てください。2012 年 8 月に米戦略国際問題研究所 (C S I S) が発表した 3 回目の「アーミテージ・ナイ報告書」に記された米国の対日要求に日本国政府 (日本国首相) が応えてどのような形で実現していったかを示したものです。

この報告書は、戦争法案を審議した国会で山本太郎参議院議員も政府を追求する際にパネル化して取り上げました。

「アーミテージ・ナイ報告書」は、元米国務副長官アーミテージと元国防次官補ナイを中心とする民主党系・共和党系をこえた超党派の外交・安全保障専門家がまとめたもので、米国政府の対日政策の基調となっています。なお、この報告書をまとめた人々は対日政策の提言をするだけでなく、日本の政府や国会議員・財界団体・報道機関・知識人などに直接はたらきかけ動かしてきた「ジャパンハンドラーズ」といわれています。

「アーミテージ・ナイ報告書」は、これまで 2000 年、2007 年、2012 年と 3 回出され、21 世紀のアメリカ政府の対日政策の基調となってきました。特定秘密保護法案の強行可決 (13. 12. 6)、武器輸出三原則の撤廃 (14. 4. 1)、集団的自衛権行使容認の閣議決定 (14. 7. 1)、川内原発再稼働 (15. 8. 11)、そして今回の戦争法案の強行可決 (15. 9. 19) はすべて、3 回目の「アーミテージ・ナイ報告書」に基づくアメリカ政府の対日政策に沿ったもの (対日要求に応えたもの) でした。

政府与党が、無理に無理を重ねて (憲法に反し、民意に反し、手続きに反し、内閣支持率低下を覚悟して) まで、戦争法案の強行可決をしなければならなかったのは、それが米国の要求だったからです。 なんとという外国への奉仕ぶりでしょう。日本の政府与党はアメリカ国家というご主人様に奉仕する茶坊主となっています。ご主人様の命令なら日本国民を足蹴にすることなど平気なのでしょうか。愛国心 (日本という国を愛す気持ち、日本国民を愛す気持ち) など少しもありません。こんな政府与党ですから、いざとなれば、外国にとりいって自己保身に走り、日本いう国や日本国民を守ろうとはしないでしょう。先の大戦末期、いざとなったとき (ソ連軍が満州に侵攻してきたとき、米軍が沖縄に侵攻してきたとき)、無敵を豪語していた関東軍は在満日本人を見捨てて日本に逃げ帰り、本土決戦を嘯うそぶいていた本土軍・政府は沖縄が玉砕したのを確認して本土決戦を回避するため降伏した (しかも、条件をつける努力なしの無条件で。国や国民を守りたいと思う政府なら、同じ降伏をするならできるだけ国民に有利になるような条件を付けようと努めるはずですが。それをしないで無条件という外国にとりいるかたちでの降伏でした) ように。そもそも、「平和・民主憲法に基づかない政治」や「民意に反する政治」が許される国家は国民・国を守るという機能は持ちえないのです。



(2) 日本はなぜ米国の要求を断れないのか?

自主的に (米国の意に沿わなくても、または、米国の意図とは関係なく、の意味) 行動した日本国首相がどうなったかを見れば、その理由が分かります。

かつて、田中角栄首相は、自主的に中国を訪問し日中共同宣言に署名して日中国交樹立を断行。米国の同盟国であるイスラエルと中東諸国との戦争により起こった石油ショックのさなかに、中東産油国との自主外交を展開。油田開発や北方領問題解決のため、当時米国と敵対していたソ連の最高指導者 (ブレジネフ) に自主的に接近。自主的に資源外交 (メジャーの石油支配に抗して産油国のインドネシアやソ連と交渉) を展開。これらのために、田中首相は失脚させられました。また、平和憲法路線を堅持しようとした鈴木善幸首相も、自主的にアジア重視の外交方針を実行しようとし

た細川護熙もりひろ首相も退陣させられました。

(3) 日本国総理大臣は自国の国民や国会に内容を知らせない段階で戦争法制定を他国に約束していた

右図 (15.9.20 のサンデーモーニングより) を見てください。安倍首相は 9.19 (戦争法成立が強行された日) の五カ月前に訪米し、米議会で演説して安保法 (戦争法) 成立を約束しました。まだ法案を閣議決定さえする前で、国民も国会も内容を知らない段階でした。自国の国民への説明や自国の国会で審議する前に、戦争法という国家の



運命を左右する最重要法の成立を他国の最高政治機関に約束しているのです。さらにとんでもないことに、昨年 (2014 年) 末、自衛隊の統合幕僚長は米軍幹部に「夏までに安保法制は成立する」と伝えていたことが報じられました (首相たち文民は軍人の独断専行を防ぐことが出来ず、シビリアン・コントロールが崩壊していたのです)。

これらの事実は次のことを示しています。

①戦争法は米国のための法律であること。

②現日本国政府は、国民の「利益＝生命・財産」より特定の外国の国家利益 (戦争に勝つこと、戦争費用を節約すること、戦争において自国兵士の犠牲を少なくすること、軍産複合体の戦争利権を拡大すること) を優先する政府であること。このような政府を山本太郎議員は「売国的 (国民の「利益＝生命・財産」を外国に売り渡すこと)」と呼びました。「売国的」という言葉が刺激的過ぎるのであれば、「非愛国的」「反愛国的」と言い換えることができます。

③①・②により、**日本国家は米国への従属国家**と言わざるを得ません (※)。

(※)「本土も沖縄も属国か属領のごとく扱われる」 (<http://pdffile.cocolog-nifty.com/blog/files/54.pdf>) ご参照

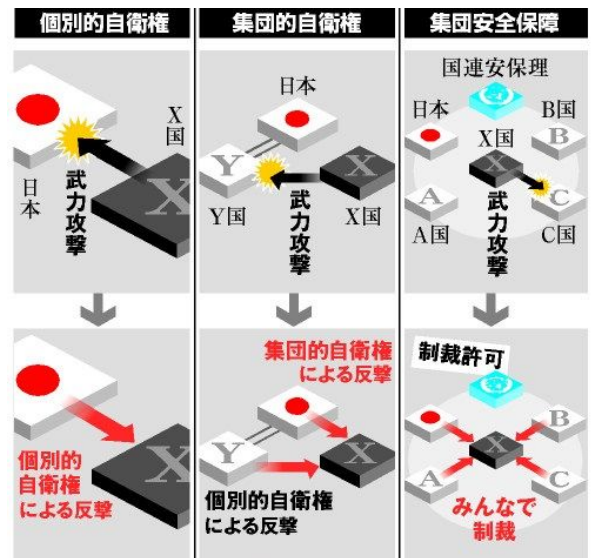
(4) 日本の自国防衛 (個別的自衛権発動) は戦争法なしでもできる。戦争法は他国の戦争に武力行使で協力する (集団的自衛権を発動する) ための法律。日本の若者は他国の国家利益を守るために死んでいく。なんという理不尽な死。

日本が直接攻撃された場合、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障した憲法 13 条を根拠に、日本への侵略を除去する行為である個別的自衛権の行使は国内「行政」活動の一環として許容させるが、他国が攻撃された場合にその国を援助するために日本が武力行使して一緒に戦うとの集団的自衛権の行使はできない。これが憲法 9 条に関する歴代内閣の解釈だったが、安倍内閣は 14 (H26) 年 7 月に解釈を変え、集団的自衛権を行使できるとしました。

しかし、集団的自衛権の行使には憲法の根拠条文はなく、また、憲法 73 条で内閣の権限は「行政」「外交」などに限られ、他国の主権を制圧する「軍事」は規定されておらず (憲法第 73 条は、国内の平和・安全維持を目的とする必要最低限の個別的自衛権の行使は警察活動の延長で行政権の行使だとして認めています、他国の主権を制圧する軍事権の行使である集団的自衛権は認めておらず)、現行憲法のまま集団的自衛権を行使すれば憲法違反です。

武力行使 新3要件

<ol style="list-style-type: none"> ① 日本への攻撃が発生した場合だけでなく、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある ② 日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない ③ 必要最小限度の実力行使にとどまる 	<p style="writing-mode: vertical-rl; font-weight: bold;">政府が存立危機事態と判断し、集団的自衛権の行使を決定</p>
--	---



右の図を見てください。上の図（15.9.22の東京新聞より）は戦争法の内容をシンプルに図示したものです。下の図は、戦争法成立以前からの既存の法律によって行使が規定されてきた「個別的自衛権」と戦争法成立によって新たに行使が可能となった「集団的自衛権」の違いを図示したものです。

この上下2つの図を見ると次のことが分かります。

①政府が「武力行使新3要件」をすべて満たすと見なせば、「存立危機事態」となったとして集団的自衛権の行使ができる。

②集団的自衛権とは、日本が攻撃されなくても「密接な関係にある他国」が攻撃されたら、その国と共に（つまり集団となって）日本も戦争する、というもの。

③①と②をまとめると、**戦争法とは、他国の国家利益を守るために日本が戦争できるようにするための法律**である。つまり、戦争法は、他国のために日本の若者を戦場に送り込む法律である。日本のためにではなく他国のために若者を死が待つ戦いに狩り出す法律である。

また、集団的自衛権行使を可能にした戦争法は、これまで基本的に日本周辺に限られてきた自衛隊の活動範囲を、地球上の全域に拡大しました。さらに、事前に決めた「非戦闘地域」内に限られてきた活動範囲も「現に戦闘している現場」でなければよいようにもしました。

そして、この法律は、自分たちは戦場に行くことがない議員たちの賛成によってつくられました。徴兵制が敷かれない限り、自分たちの家族も戦場に行くことがない議員たちの賛成によってつくられました。

日本の若者は、先のアジア太平洋戦争では「（日本という）お国のために」死んでいきました（そのことの是非はともかくとして）。しかも、戦争で死ねば靖国神社に祀られて英霊（神）になることができました（そのことの是非はともかくとして）。しかし、戦争法によって戦争に動員された場合は、「他国のために」死んでいくことになります。しかも、戦争で死ねば靖国神社に祀られるという法律はないので英霊となることはできず、使い捨てにされるのみです。**お国のためにではなく他国の国家利益を守るために使い捨てにされる**。まさに戦争法は、日本の若者に「犬死」を強要する法律です。こんな「反愛国的」「非愛国的」なことがあるのでしょうか。戦争法は、「反愛国」「非愛国」の極みです。戦争法は、「愛国心」のない議員たちによって制定されたのです。さらに、日露戦争までの戦争と違って、それ以後の戦争は戦場と非戦場との区別などない戦争であり、戦争に狩り出された若者は、**他国の罪もない子どもや女性を殺すこと**になります。敵の戦闘員を殺しても人を殺すことに変わりはなく許されないのに、罪もない子どもや女性を殺すことは到底許されることではありません。許されないことをさせられることによって人格は破壊され、**若者はたとえ生きて帰っても生きる屍となってしまう**でしょう。そのため、戦場から帰国した少くない若者が自ら命を絶つことになるでしょう。

「帰還後に自殺する若き米兵の叫び」（クリック⇒<http://www.newsweekjapan.jp/stories/us/2012/08/post-2647.php>）をご参照ください。また、「イラク派遣の3年間、自衛隊全体で毎年90人以上が自殺」（<http://matome.naver.jp/odai/2134871437729750101>）をご参照ください。自衛隊の場合、イラクの非戦闘地域に派遣されただけでも多くの若者が自ら命を絶っています。なお、自衛隊員は棺桶とともにイラクに派遣されたことで明らかなように、現代の戦争では非戦闘地域と戦闘地域との区別なくすべてが殺し殺される地域であることを日本国政府は承知の上で若者を海外に派遣しているのです。先の大戦末期の沖縄を思い出せば非戦闘地域と戦闘地域との区別などできないことが分かります。

（5）憲法9条の解釈変更は日本国家の在り方を変更すること（平和国家から戦争国家へ）

安倍内閣は憲法9条に関する解釈を変え、集団的自衛権を行使できるとしましたが、憲法は国家の在り方を規定するもので、憲法の条文を変えたり、憲法の解釈を変えることは、国家の在り方そのものを変えることに他なりません。

ご参照：日本国憲法の前文・第1条・第9条の改訂をめぐる対立は、「日本国」の存廃をめぐる争い（下記URL）

<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/20.pdf>

(6) 戦争法は、強行（正当な手続きを踏みにじって）制定された

右図（15.9.20のサンデーモーニングより）を見て下さい。戦争法案を審議する役割をもつべき安保特別委員会の様子です。①あらかじめ示し合わせた約20人の与党の委員外議員が抜き打ちで委員長席を取り囲み占拠して野党委員の質疑権・表決権が行使できないようにした（質疑権・表決権を奪った）上で、②審議に資するべく開催されていた公聴会の報告をせずに、③締めくり総括質疑をしないまま、④混乱状態（どこに委員がいるのかさえも分からないで、議事録が採れない状態）の中で強行採決されました。このように、**戦争法は、最低限の質疑・手続きさえ否定して制定された**のです。



(7) 戦争法は内容的にも、手続き的にも違憲の法律。違憲立法を強行することで国会（立法府）は崩壊。立法府が崩壊した政治体制を「独裁」という。

①日本国憲法は、第9条で「戦争と、武力による威嚇・武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。戦力は保持しない。交戦権は、これを認めない」としています。また、内閣の権限を定めている第73条では、行政権・外交権の行使は認めていますが、他国の主権を制圧する行為、つまり軍事権の行使は認めておらず、国内の平和・安全維持を目的とする**個別的自衛権の行使は警察活動の延長で行政権の行使だとして認めているとできるものの、他国の主権を制圧する軍事権の行使である集団的自衛権は認めていない**のです。

よって、日本と軍事同盟を結んでいる国が攻撃されたらそれは日本への攻撃とみなして軍事権を行使するという集団的自衛権は、自衛権となっているが他国の主権を軍事力で制圧する行為であり、明らかに**憲法第9条・第73条に違反**する行為であり、それを行使するとする戦争法は違憲の法律です。

②9月17日の安保特別委員会では最低限の質疑・手続きさえ否定して違憲の法案の採決・可決が強行されたことで明らかのように、政府（法の執行者）作成の法律がほとんど自動的に国会（法の制定者）で承認されるという状態がつくられて国会は機能不全に陥り、事実上空洞化されました。これは、第41条で「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」とするなど三権分立を定める憲法に違反する状態です。戦争法は違憲の状態の中で制定されたのです。その点から見ても戦争法は違憲の法律です。いまや日本では、**法の制定者と執行者が同一となってしまった**。これは、「**独裁**」というべき政治体制です。「立法府が機能不全に陥り、行政府が立法府の機能を代行する状態のことを『独裁』と言う」（<http://pdffile.cocolog-nifty.com/blog/files/50.pdf>）や「安保法成立 限りなく『独裁』」（<http://pdffile.cocolog-nifty.com/blog/files/51.pdf>）をご参照ください。

③違憲状態の中で、違憲の法律が制定されました。それにより、**すべての人々の自由・平等を実現せんとする民主主義を保証する立憲主義（憲法に基づく立法・行政）も破壊された**のです。

(8) 国会を再生して戦争法を廃止しよう！

立憲主義が破壊されたことで国会が壊れました。国会を再生させることがこれからの運動です。国会を再生させる一番の近道は、これから実施される国政選挙において、**戦争法に賛成した議員を落選させる**ことです。すでにその運動は始められています。折から選挙権年齢が18才以上に引き下げられました。これを有利な条件にしていくことが求められています。

今や「戦前」となりました。国会を再生させることで戦争法を廃止し、「戦後」を取り返さなければなりません。日本

は、戦後70年間、戦争で他国民を殺したことがない、戦争で自国民が殺されたことがない、という栄光の歴史を歩んできました。戦後70年間、強い戦力を持つ国（やろうとすれば戦争できる国）で戦争を1回もせず「戦後」という言葉を持つ国は日本だけです。戦争法が発動され殺し殺されるという状況がもたらされる前に（殺された命は戻らない）、**「殺し殺される」ことのなかった栄光の「戦後」を取り返さなければならないのです。**

（9）自衛隊が行けば在外邦人は危険にさらされる

日本は、先の大戦で2回も原爆を落とされるなどして国土が荒廃しました。にもかかわらず、戦後、日本人は復興を成し遂げ世界有数の経済発展を実現しました。また、平和国家として一度も戦争をすることはありませんでした。こんな日本人は世界各地で尊敬されてきました。しかし、戦争法が発動されて、日本が国外で戦争すると、日本人への尊敬は失望と憎しみに変わり、在外邦人を危機にさらすこととなります。「自衛隊が来れば自分たちは殺される」
(<http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20150817-00052148-playboyz-pol>) をご参照ください。

戦争法に基づく海外での戦争が惹起する日本人へ憎しみは、日本国内外での日本人へのテロを引き起こすこととなります。

（10）戦争法は「抑止力」を高めるのか？

政府与党はいいます。戦争法は、これまでのように米軍に助けを求めただけでなく、米軍が攻撃されたら日本も武力行使して米軍を助けることができるようにして日米同盟を完全に機能させるものだ。これにより「抑止力」を高めることができる、つまり、日本が米軍を守ることによって抑止力が高まり、日本が攻撃されることがなくなると、と。これは、本当でしょうか？

確かに米国の軍艦を守れば、当該米国の軍艦への攻撃は抑止されるかもしれませんが、それ以上のことは何ら論理的に証明されません。むしろ、米国の軍艦を守ることによって日本が戦争に参加することになり、かえって日本への攻撃を誘発します。まして、遠い南シナ海などで米国の軍艦を守れば、その分、日本の防衛は手薄になります。戦争法が高めるとする「抑止力」というのは集団的自衛権を正当化するマジック・ワードに過ぎません。

抑止力には2つのタイプがあるとされます。

典型的なタイプは、「核保有国同士の抑止力」で、「相手が攻めてきたら倍返しにしてやる」という、「報復あるいは懲罰」の論理によるものです。冷戦期には、核保有国の米ソの間で、最後は核の応酬となって相互に滅んでしまうという恐怖が、戦争を抑止していると考えられていました。本来「抑止力」というのは、この典型的なタイプ（核保有国同士の抑止力）のことで、冷戦期の政治概念です。

2つ目のタイプは、相手がたとえ島を取りに来たとしても、成果に見合わない相当な損害を与えることによって容易には目的を達成させない抵抗力を持つことです。これを、「拒否力」または「拒否的抑止力」といいます。

我が国の平和と安全を維持しその存立を全うするため、①日本に対する急迫不正の侵害があったとき、②これを排除するために他に適切な手段がない状況では、③必要最小限度の実力を行使する、という限度で**個別的自衛権**※を認めることは憲法9条と矛盾しないというのが、これまでの政府解釈でした。この解釈は、日本への侵略に抗する「(2つ目の)抑止力」を確保すると共に、自衛権の行使に明確な歯止めを設け、しかも日本が他国を侵略しないと明示することで、東アジアの緊張緩和に寄与してきました。戦争法などなくても今でも「抑止力」はあるのです。戦後70年、日本が平和と安全を維持してきたことがそれを示しています。

※個別的自衛権については、

「日本国憲法は個別的自衛権を認めているか。」(<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/09>) をご参照ください。

これに対し、日本が直接攻撃されていないのに、日本と密接な関係にある外国が攻撃を受けたとき、それに対処するために**集団的自衛権として武力を行使することはかえって日本への攻撃をもたらす**でしょう。戦争法は「抑止力」を高

めるどころか、それを失わさせます。

(11-1) 日本人が血を流さなければ米国は血を流してくれないのか？ 日本人が血を流せば米国は血を流してくれるのか？

戦争法賛成論者は、集団的自衛権を行使して「米軍を助ける（米国のために血を流す）ことをしなければ、日本が攻撃されたとき米国は日本を助けてくれない」と主張します。しかし、日米安保条約

(条文⇒<http://www5b.biglobe.ne.jp/~USPinfom/ampo1.htm>／解説⇒http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku_k.html) は、「アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」(第6条)。そして、「各締約国（引用者：日米両国）は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、**自国の憲法上の規定及び手続に従って**共通の危険に対処するように行動する」(第5条)となっています。すなわち、米国は、米国の国家利益を維持・拡大するための世界戦略を遂行するために沖縄を核とする極東の戦略的要である日本で施設と領土を軍事的に使用し、在日米軍基地を設置する。そして、もし、在日米軍基地が攻撃されたときはもちろん、米国にとって「戦略的要である日本」が攻撃されたときは、日米両国が協力して戦うことになっています。つまり、**日本が攻撃されたときに米軍が戦う理由は、日本が打撃を受ければ米国の世界戦略に支障をきたすからなのであり、日本が米国のために血を流がしてくれた、流してくれるためではない**のです。

日本が米国のために血を流す流さないに関係なく、米国の国益を守るためになる（日本が米国にとって戦略的要である）のなら戦い（米国人の血を流す）、米国の国益を守るために必要がない（もはや日本が米国にとって国益を守るために必要ない）なら米国は戦いません。米国政府はわざわざ、米国の国益を守るためではない無駄な戦争で米国人の血を流して国内から猛烈な批判を浴びるようなリスクは冒しません。実は、米国は好戦的国家ですが、米国国民は戦争

（米国人が血を流すこと）に消極的な国民です。だから米国政府は、米国国民に戦争することの同意を得るためには大変な工夫・努力をしなければなりません。太平洋戦争するときには日本軍に国際法違反の先制攻撃（1941年の真珠湾攻撃）をさせて日本人への憎しみ（「リメンバーパールハーバー」）を惹起させなければなりません。1964年に本格的にベトナム戦争を開始するときはトンキン湾事件（北ベトナム沖のトンキン湾で北ベトナム軍の哨戒艇がアメリカ海軍の駆逐艦に2発の魚雷を発射したとされる事件で、のちにニューヨーク・タイムズが米国政府が仕組んだものであることを明らかにした）でベトコン（ベトナム人の蔑称）への憎しみを惹起させなければなりません。1991年に湾岸戦争をするときは「ナイラの涙」

(<https://www.youtube.com/watch?v=xGuxXU4T1ik>) を演出しなければなりません。また、2003年にイラク戦争をするときは、イラクが「大量破壊兵器（生物兵器・化学兵器・核兵器・ミサイル）」を保有しているという、のちにウソだと判明する情報操作をしなければなりません。米国は、日本を守ることが自国の国家利益を守ることにならない限り、このような大変な工夫・努力をしてまで戦争はしません。

戦争法賛成論者は「米国のために血を流さなければ米国が助けてくれないのではないのか」という「見捨てられの恐怖」を抱いていますが、米国が日本を守るかどうかの判断は、米国の国益に由来するシビアなものであって、「お互い様」の同情に発する判断ではありません。戦争法賛成論者の、**日本人が血を流してくれたから米国人も血を流してくれるという「お互い様」の同情**というような情緒的な思考しかできないことこそ「平和ボケ」（お互い様とか義理人情といったような、平和的な状態でしか通用しない感覚・情緒でしか熾烈な国際問題を考えられない劣化した思考）といえます。

安保条約の第5条には「自国の憲法上の規定及び手続に従って」とあるように、**安保条約は日本が日本国憲法を遵守するよう指示しているにもかかわらず、米国は、日本国憲法違反の戦争法制定を日本に要求した**のです。これは、日米安保条約違反です。自国の国益のためには自ら締結した条約さえないがしろにする国家が、自国の国益の維持・拡大に役立たない他国を守る戦争はするはずがありません。だから、**日本は、米国の余分な戦争に加担して力を浪費することがないようにしなければならない**のです。

(11-2) 米国を頼みにできない状況が到来する可能性がある。

かつて、冷戦時代（ソ連・中国を中心とする国家群と米国を中心とする国家群との対立時代／1989年終結）のさなか、突然、1972年に米国のニクソン大統領が中国（中華人民共和国）を訪問して米中共同声明（米中双方による事実上の相互承認）を発表し（ニクソンショック）、1979年には米中国交正常化が完了、この結果、米国は台湾の中華民国政府と断交し、米華相互防衛条約が失効しました。米国は、国益の維持・拡大のために不倶戴天の敵と手打ちし、同盟国を見捨てたのです。なお、米国から見捨てられた中華民国は、中国により武力併合されると見られていましたが、今もなお、攻撃されることなく安全・平和を維持しています。



～米中2大国が連携したとき日本はどうか～ NHK「時事公論」(15.6.27)より

今日も同様なことが起きる可能性があります。右上の図をみてください。米中2大国が手を組み、その現実を前に日本人が途方にくれている状態を示したものです。現在、米中両国は、**世界を米国と中国という二つの大国が取り仕切るという新国際体制**を目指して利害関係を調整しています。それについて、NHKの時論公論「対米関係改善へ舵を切った中国（15.6.27）」（<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/221803.html>）をご参照ください。もし、そのような新国際体制が成立すると、米国は世界戦略（新国際体制の維持・強化）に邪魔であるとして、経済的な結合は断ち切ることはできないものの、軍事的・政治的には日本を見捨てる可能性があります。戦争法賛成論者のように「日本人が血を流せば米国人も血を流してくれる」などと脳天気（ネトウヨ用語では「お花畑」）なことを言っている場合ではないのです。**戦争法は、米国人ができるだけ血を流すことのないよう日本人に血を流させる法律だが、日本人ががんばって血を流しても、米国は日本を見捨てる時は見捨てるのです。**かつての中華民国のように。

（「米・中に踊らされる日本。複数のシンクタンクが見抜いたAIIBの真実」<下記URL>もご参照ください。）

http://www.mag2.com/p/money/6353?utm_medium=email&utm_source=mag_W000000115_sat&utm_campaign=mag_P0007731_1121

(12) 日本を守る道

①日本は非核保有国ですが、仮想敵国は核保有国です。核保有国同士であれば一定抑止力は効果がありますが、非核保有国と核保有国との間では、核保有国が本気を出さないうちは抑止力は効くかもしれませんが、核保有国が本気を出す決意をすれば、抑止力は効きません。核保有国は通常兵器での戦争で負けそうになっても戦術核兵器を使用すれば必ず勝てるからです。だから**日本は核兵器を保有しない限り軍事力では戦争に勝てません**（軍事力では国を守れません）。

②それでは、国を守るために「核保有国同士の抑止力」に期待して核兵器を保有するべきか。しかし、「核保有国同士の抑止力」による平和は、「ダモクレスの剣の平和」※といわれ、破滅と隣あわせの平和であり、**核兵器の保有は日本を守る方法であるどころか日本を破滅させる方法**です。

※ダモクレスの剣：シラクサの僭主ディオニュシオス1世の廷臣ダモクレスが王者の幸福をたたえたので、王がある宴席でダモクレスを王座につかせ、その頭上に毛髪1本で抜き身の剣をつらし、王者には常に危険が付きまわっていることを悟らせたというギリシアの説話にちなみ、常に身に迫る一触即発の危険な状態をいう。

③それではこれまでのように、米国の軍事力の助けをかりるべきか。しかし、これも(10)と(11)でみたように、あてにはなりません。いつまでもあてにしていると泣きを見ることになります。

④やはり、他国に頼るのではなく、自らで国を守る気概と力をもたなければなりません。核兵器を持たない限り軍事力を強化しても核兵器を持つ国を相手に国は守れません。しかし、②で見たように、核兵器を持てば日本は破滅する確率が高くなります。ならばどうすべきか。

⑤国防の命題「他国から物質的な力である武力で攻撃・侵略されたとき、言論による反撃は武力による反撃の代わりはできない。しかし、世界中からの言論による反撃は、武力をはるかに凌ぐ物質的な力となる。」(※) ——武力をはるかに凌ぐ物質的な力である「世界中からの言論による反撃」が国を守る力です。この力を獲得することが日本を守る(安全と生存を保持する)最も確実で現実的な道です。実はこの道は、日本国憲法前文が日本国家に指し示しているものです。すなわち、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」(日本国憲法前文)

(※) この命題が抛るのは「世界中からの殺戮を許さない言論(=意思)」が物質的な力を持つメカニズム↓>です。

<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/02.pdf>

⑥(8)で述べたようにいまでも日本人は世界各地で尊敬されていますが、「世界中からの言論による反撃」という力を獲得するためには、日本人・日本国民が世界の人々からもっともっと尊敬される民族・国民にならなければなりません。そのためには、経済・文化・教育・学問・スポーツ等の**国際交流**、経済・文化・教育・医療・技術・インフラ整備等の**国際支援**をもっともっとやっつけていかねばなりません。また、すべての国との**友好関係を樹立**しなければなりません。そのことで、**日本人が平和を愛し、世界の人々が幸せになることに貢献する民族・国民として尊敬され、世界の人々にとって日本は「かけがえのない国」となることが、日本にとって最も確実で現実的な安全保障**です。



2015.9.29の国連第70回総会での日本国首相の演説
(他国の国家利益のために違憲の戦争法の強行制定をするような者の平和の訴えなど聴いている人はわずか。)

「世界中からの言論による反撃」の力を持つ、世界の人々にとって「かけがえのない国」となるというのは具体的にはどういふことでしょうか。例えば、右上の写真が示している

状況とは正反対の状況を現出できることです。正反対の状況とは、日本国首相が国連総会で日本が侵略される危機があることを訴えれば、満席の各国代表が万雷の拍手で日本を支持し、侵略国に激しい非難を浴びせるという状況です。

そのためには、日本が憲法第9条を実行することを国連で表明することが不可欠です。そうすれば、それに賛同する国がどんどん出てくる。それにより、**国連は「国際平和を実現する機関」(武力攻撃・侵略に対する世界中からの言論による反撃を行う機関)**として再編成されます<「**国連の機能 9条の実行で強まる**」(下記URL)ご参照>。

<http://archive.is/sAf8z>

⑦核保有国と戦争しても勝つことは不可能で、「世界中からの言論による反撃」という力を獲得する前に、攻撃・侵略されればどうするか。あくまで「殺さない、殺されない」の姿勢を保持して武力による反撃はせず、「**非戦・不服従(受動的抵抗)**」を展開すれば占領軍を追い出すことができます。これは、かつてイギリスに侵略されたインドがイギリス占領軍の追い出しに成功した闘い方であり、かつてフランス・ベルギーにドイツ経済の心臓部であるルール工業地帯を占領されたドイツがフランス・ベルギー占領軍の追い出しに成功した闘い方です。現在と違って「世界中からの言論による反撃」が期待できないという**現在よりもはるかに悪い条件の中にありながら、侵略軍を追い出すことができた闘い**です。武力による反撃は、多大な犠牲をはらっても占領軍の追い出しに成功できないかもしれない、いや、核保有国相手であれば成功不可能な戦いです。「非戦・不服従(受動的抵抗)」は、現在にあつては「世界中からの言論による反撃」を大きくさせることも期待できる闘いで、歴史も実証しているように、犠牲者を出すことなく確実に占領軍の追い出しに成功できる闘いです。

(13) まとめ

政府与党は、「日本の平和と安全のために」「戦争を防ぐために」戦争法が必要としますが、それは違います。「他国

の国家利益・国家戦略のために」必要なので制定され、それが発動されれば、日本は自発的に・強制的に戦争に参加し・戦争に参加させられて戦場に若者が送られ、さらに日本や在外の日本人が危険にさらされることになります。

かかる、日本が、自国防衛でなく他国のために海外で戦争できるようにするための戦争法は、国会を再生させて廃止しなければなりません。

米国は日本を守ってくれているのだからそんな米国に協力するために戦争法は必要だ、日本人も血を流さないと米国人も血を流してくれない、と戦争法推進論者は主張しますが、そんな、平和な状況でしか通用しない「おたがい様」というような情緒的な劣化思考しかできないのを平和ボケといいます。

そもそも、米国という国家は、日本という国や日本人を愛しているから安保条約を結んで日本を守るのではありません。米国の国家利益の維持・拡大に日本の存在が必要だから（国家戦略に日本の存在が有効だから）守るのです。必要がなくなれば（有効でなくなれば）守りません。国家というのは統治政治機関という物です。物は人間を愛すことはありません。それを認識することで、日本が米国に奉仕すれば米国は日本によくしてくれる、というセンチメンタリズムは、国防を考えるのに邪魔になるので捨てましょう。

いざとなれば米国は政治・軍事的には日本を見放すことがあります（経済がグローバル化している今日では経済的には関係が断ち切られることはないの、工夫さえすれば経済は打撃を受けないので大丈夫）。やはり、自国の安全と生存は自国で守るほかはありません。

日本の「仮想敵国＝核保有国」から武力を用いて国を守ろうとすれば、日本は核保有国とならざるを得ません。しかし、核保有国になることは日本を破滅させる道であり、大きなジレンマに陥ります。

そのジレンマを乗り越える道を次のように日本国憲法は指し示しています。これこそ、国を守る現実的で確実な道です。

「**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し**」（前文）**「戦争と、武力による威嚇・武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。**戦力は保持しない。交戦権は、これを認めない」（第9条）。

この現実的で確実な道にそった国防体制とは、次のようなものです。

武力という物質的な力による侵略は、物質的な力によって撃退するほかないが、**「世界中からの言論による反撃」は武力をはるかに凌ぐ物質的な力となる。この力こそ最強の国防力**であり、日本が危険にさらされたとき、この力で反撃できる体制を構築しておくことが最強の国防体制である。そして、その国防体制は日本が世界の人々から尊敬される「かけがえのない国」となることによって構築できる。

日本という祖国の安全と平和を守る体制をしっかりとつくることは、先の戦争（アジア太平洋戦争）で犠牲となった多くの日本国民やお国のために戦って亡くなり靖国神社に英霊として祀られている方々の切なる願いです。その願いに応える道は、日本が世界の人々から尊敬されるかけがえのない国となることです。

<参考>

①戦争法（集団的自衛権行使）

<http://filesshelf.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/post-fd11.html>

②平和を維持する・戦争をなくすために必要なことはこれではないか。

<http://filesshelf.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/post-8f49.html>

③国譲り神話と憲法第九条

<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/11.pdf>